

2月18日から登下校に合わせて、スクールバスの運行時刻が変更になります

2月18日(月)から小中学校の登下校に合わせ、午後4時以降のスクールバス運行時間(平日)が変更になります。

各路線ともに主に午後の下り便が変更になりますので、午後4時以降に利用される一般の方は、時刻表をよくご覧の上、ご乗車いただきますようお願いいたします。



- ※1 スクールバスは児童生徒が優先となりますのでご了承ください。
- ※2 小中学校の児童生徒へは学校から連絡があります。

○変更期間

冬 期 2月18日(月)～3月29日(金)

春夏期 4月 1日(月)～9月13日(金)

問い合わせ 下仁田町役場 ☎82-2111

企画財政課(内線512)、教育課(内線711)

運 転 管 理：上信ハイヤー株式会社下仁田営業所 ☎82-2429

しもにたバス事務所 ☎82-5766

宝くじの普及広報事業

～宝くじは身近なところで役立っています～

中小坂区では、(財)自治総合センターが行う宝くじ助成事業を活用し、秋祭りで使用する獅子頭6頭の修理を行いました。

この事業は、宝くじの普及広報を行うこととコミュニティの健全な発展を図ることを目的として自治会などへ助成を行っているものです。



これってパワーハラ?

～みんなでなくそう!職場のパワーハラスメント～

いま、職場のいじめ・嫌がらせが、社会的な問題として顕在化してきています。

厚生労働省では、これらの行為を「職場のパワーハラスメント」と呼んで、社会に注意を喚起し、この問題の予防・解決に取り組むことを訴える「提言」を取りまとめました。

企業や労働組合は、職場のパワーハラスメント対策に取り組みましょう。

また、職場で働く一人ひとりの皆さまも、自分たちの職場を見つめ直し、互いに話し合うことから始めましょう。

なお、個別のご相談やご不明な点がございましたら、群馬労働局監督課もしくは高崎労働基準監督署にお尋ねください。



お問い合わせ先 群馬労働局監督課 ☎027-210-5003 高崎労働基準監督署 ☎027-322-4661

強引な健康食品の送りつけ販売に 注意してください！

県消費生活センターには、高齢者を狙った健康食品の悪質な販売に関する相談が急増しています。

「以前、注文のあった健康食品をこれから送る」などと突然電話があり、申し込んだ覚えがないと断っているにもかかわらず、強引に健康食品の購入を迫られたなどの相談が多く寄せられています。中には、業者の威圧的な態度にやむなく商品の購入を承諾してしまう事例もあります。

業者は「以前申込みのあった」などと消費者の記憶の曖昧さにつけ込み、「裁判をして損害賠償請求する」などと消費者に不安を与え、購入させようとします。

○相談事例

【事例1】

「注文のあった健康食品を届けます。明日は御在宅ですか」と電話があった。注文した覚えがないため、「頼んだ覚えはない」と答え、「○月○日の○時に電話をいただいている。会話の内容は録音をしている。録音内容を聞きたければ弁護士を立てるので1万5千円を払ってもらおう」と言われた。届ける健康食品は3ヶ月分で、3万円を2万8千5百円に値引きしていると言う。頼んでいないので、「届いても返品する」と答え、「返品するなら返品手数料と弁護士費用を支払ってもらおう」と言い、「ではクーリング・オフする」と言うがクーリング・オフはできないと言ったので、仕方なく支払うと伝えた。明日の10時の配達で、配達業者とこちらの社員も一緒に同行すると言われた。支払いたくはないが、独り暮らしのため、不安である。（70歳代・女性）

【事例2】

高齢の母から2ヶ月前に注文を受けた健康食品ができたので送ると電話があった。頼んでいないし、必要ないと断ったところ、業者は「通話記録が残っている。2ヶ月前に注文を受け、受注生産したので今となってはキャンセルできない。注文から8日間であればキャンセルできたがもう無理だ、料金は2万9千8百円になる」と言われた。消費生活センターにも相談すると伝えて電話を切ったが、もし何か届いたらどうすればよいか。（60歳代・女性）

【事例3】

男性から「2ヶ月前にあなたが注文した2万8千円の健康食品ができたので発送する」と電話があったので、頼んでいないと伝えたら、「調べてみる」と言われ、電話が切れた。すぐに同じ男性から「今は法律で注文時に録音を取ることになっている。テープを聞いたが、あなたと同じ声だった。クーリング・オフは注文を受けてから1週間以内である」と言われたが、頼んでいないのでいらないと何度も話した。すると業者は「裁判して損害賠償請求する。商品代金の他に手数料がかかる。1週間か10日で書類が届く」と高圧的に言われた。（60歳代・女性）

○消費者へのアドバイス

- ・申し込んだ覚えもなく、購入するつもりがなければ、きっぱりと断る。（電話で一度断ったにもかかわらず、再度勧誘してくることは、特定商取引法で禁止されている）
- ・消費者が承諾していないにもかかわらず、代金引換配達などで一方的に商品を送りつけられた商品は、代金を支払う義務はなく、受け取り拒否をする。
- ・知らない相手からの電話には出ないように心がける。
- ・電話で勧誘され、断り切れずに承諾し商品が届いた場合、消費者は特定商取引法の規定により書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフをすることができる。
- ・家族や周囲の人も高齢者がトラブルに巻き込まれないよう注意を払い見守る。
- ・困ったことがあれば、速やかに最寄りの消費生活センターへ相談する。

◇富岡市消費生活センター ☎63-6066 ◇群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合より平成23年度 決算概要をお知らせします。

歳入は、総額17億円1,001万円となり、構成比では、分担金及び負担金が15億1,785万1千円で全体の88.8%を占めています。

歳出は、総額16億9,933万3千円となり、構成比では、消防費が13億4,273万2千円で79.0%と大きく、次いで衛生費が1億8,098万9千円で10.6%を占めています。

歳入	決算額	構成比
分担金及び負担金	1,517,851千円	88.8%
使用料及び手数料	36,102千円	2.1%
国庫支出金	19,002千円	1.1%
県支出金	425千円	0.0%
繰越金	22,030千円	1.3%
諸収入	18,200千円	1.1%
組合費	96,400千円	5.6%
計	1,710,010千円	100.0%

歳出	決算額	構成比
議会費	784千円	0.1%
総務費	54,724千円	3.2%
総務管理費	54,630千円	3.2%
監査委員費	94千円	0.0%
民生費	31,840千円	1.9%
児童福祉費	31,840千円	1.9%
衛生費	180,989千円	10.6%
保健衛生費	180,989千円	10.6%
消防費	1,342,732千円	79.0%
教育費	85,359千円	5.0%
教育総務費	64千円	0.0%
看護専門学校費	84,406千円	4.9%
社会教育費	889千円	0.1%
公債費	2,905千円	0.2%
予備費	0千円	0.0%
計	1,699,333千円	100.0%

ヤングハローワーク2013 就職面接会が開催されます

群馬労働局・ハローワークでは、平成25年3月に大学・短大・高専・専修・高校を卒業予定の学生の卒業前の就職内定と、既卒3年以内の方の早期就職を目的に、就職面接会を開催します。

参加企業は群馬県内に就業場所があり、学生等の若年者を正社員で採用する見込みのある80社(予定)です。

また、会場にはハローワークの就職相談コーナーも設置します。

この機会に、是非とも、ご参加ください。

【日時】 平成25年2月19日(火) 13:00~16:00(予約不要)

【場所】 グリーンドーム前橋(サブイベントエリア) 前橋市岩神町一丁目2番1号
☎027-235-2000

【お問い合わせ先】 群馬労働局(職業安定課) ☎027-210-5007又はお近くのハローワークまで



下仁田町在宅要援護者紙おむつ購入費 扶助事業平成24年度後期申請

町では在宅で紙おむつを常時使用している高齢者及び障害者に対し紙おむつ購入費の扶助を行っています。対象期間を前期・後期に分け、申請を受け付けます。

今回の対象期間は平成24年9月購入分から平成25年2月購入分まで（後期）です。ただし、まだ申請していない前期分（平成24年3月購入分から平成24年8月購入分）がある方についてはその月も対象となります。

対象者

- ①要介護2以上の判定を受けている方
- ②身体障害者手帳「1級・2級」の方
- ③療育手帳「A」の方

※いずれも町内にお住まいの方が対象です。ただし、15日以上以上の入院・入所（地域密着型サービス利用・ショートステイ含む）期間がある月は対象外です。

申請期間（後期分） 2月12日～3月12日まで

申請に必要なもの

- ① 介護保険証、身体障害者手帳、療育手帳のいずれか1つ（複数所持者はすべて持参）
- ② 領収書（紙おむつの金額が明記されているもの）レシートは不可
- ③ 申請者の印鑑
- ④ 申請者の指定預金口座番号（ゆうちょ銀行の場合は店番・口座番号）
- ⑤ 入院・入所（地域密着型サービス利用・ショートステイ含む）がある場合は、その期間を教えてください。

扶助額 購入価格の2分の1の額又は月額2千円のうちいずれか低い額

問い合わせ 健康課 介護保険係（内線323・324）・福祉係（内線326）

年金

新成人のみなさん、
おめでと〜いびざいます



20歳になったら必ず国民年金に加入しましょう

日本に住む20歳以上60歳未満の人は、全員が国民年金に加入しなければなりません。学生も、20歳になれば国民年金に加入することになります。

20歳の誕生日を迎えたら、すみやかに市役所・町村役場の国民年金担当係で加入手続きをしてください。

ただし、すでに就職して厚生年金や共済組合に加入している方は、第2号被保険者として国民年金にも加入しますので、手続きは不要です。

■国民年金保険料

国民年金に加入すると保険料を納めることとなります。収入等がなく保険料の支払いが困難な場合は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度（学生のみ）」「若年者納付猶予制度」（30歳未満）などがあります。

申請をされる方は、市役所・町村役場の国民年金担当係で手続きをしてください。

国民年金保険料の納付は口座振替が便利でお得です

前納制度

国民年金には、一括して保険料を納めると割引になる「前納制度」があります。

口座振替で1年分（または6か月分）の保険料を前納すると、納付書を使用して現金で前納する場合よりもさらにお得です。口座振替で保険料の前納を希望される方は、2月末日までに金融機関または年金事務所へお申し出ください。

早割制度

口座振替には前納制度のほかに「早割」制度があります。

これは、口座振替の指定日を納付期限より1か月早めることで、1か月当たりの保険料が50円割引になるお得な制度です。納め忘れの心配もないので、安心・確実です。「早割」制度を希望の方も金融機関または年金事務所へお申し出ください。

口座振替による「前納」または「早割」制度をお申し出の際には、①預貯金通帳、②預貯金通帳届出印、③基礎年金番号が分かるもの（年金手帳・国民年金保険料納付書など）を、ご持参ください。

くわしくは、年金事務所へお問い合わせください。

高崎年金事務所 国民年金課（☎027・322・7731）